

自主防災組織の防災対策

① 防災研修や訓練に参加しよう

知らないことや経験のないことは、いざというときに行えないものです。日頃から、市町村等が行う研修や訓練に積極的に自主防災組織として参加して、経験を積むようにしましょう。

【第13条】



② 地域で防災訓練や研修を行おう

地域の住民の参加を得て、防災訓練や研修を行います。鹿児島県では、地域防災訓練や研修の開催を支援しています。

【第13条】

③ 災害危険箇所等を把握しよう

水場など、災害危険箇所を把握し、避難場所や避難経路を確認し、避難の手順や避難の要領を地域住民に周知し、災害発生時の対応をスムーズに行えるようにします。

【第14条第1項】



④ 地域の防災マップを作ろう

地域の防災マップを作成し、地域住民の参加を得ながら、防災マップ作りを行います。

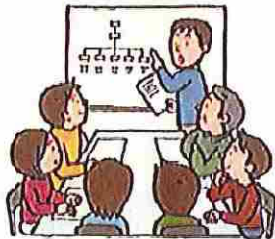
【第14条第2項】



⑤ 電話連絡網を作ろう

市町村の防災連絡網に参加し、災害発生時の連絡をスムーズに行えるようにします。

【第16条】



⑥ 地域ぐるみの避難体制を作ろう

逃げ遅れや取り残されを防ぐため、隣近所の住民の助けを借り、避難体制を整備します。

【第16条】



⑦ 地域で物資を確保しよう

災害発生時に必要な物資を確保し、被災者の生活を支えます。

【第17条】



⑧ 災害応急対策を行おう

災害発生時の応急対策を行い、被害の拡大を防ぎます。

【第34条】



事業者の防災対策

① 防災対策の責任者を決める

災害時の米客者、従業員等の安全確保は、事業者の責務です。知らないことや経験のないことは、いざというときに行えないものです。防災対策の責任者を定め、従業員に対する防災研修や訓練を行ってください。



【第18条第1項】

② 事業継続計画を作る

災害発生後に事業者が事業活動を継続することは、地域住民の生活を支えるのに不可欠です。災害時に事業資産の損害を最小限にとどめつつ、重要な業務の継続あるいは早期復旧をするために、事業継続計画(Business Continuity Plan(BCP))を作成しておき平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておいてください。

【第18条第2項】

③ 地域や市町村等への協力等

事業者は、広い敷地や建物を有していることが多く、さらに、専門的な資機材やスキル、組織力により災害への迅速な対応が可能です。避難場所の提供や避難の支援、救助活動などの防災対策について、事業所内のみならず地域社会の一員として自主防災組織や市町村等に協力してください。

【第19・35条】

④ ライフライン管理者の相互連携

ライフライン管理者は、災害復旧工事を行うときは、相互に連携して、復旧期間の短縮など、速やかな復旧が図られるようにしてください。

【第41条】



防災お役立ち情報

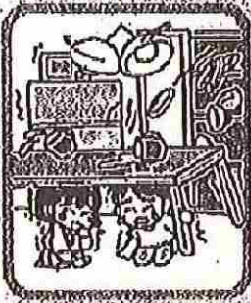
- 防災に関する知識の習得に関すること
 県防災研修センター(電話 0995-64-5261)では、災害の特徴や災害への備えなどについて展示やセンター職員による解説を行っています。また、防災に関する研修・訓練や出前講座も行っています。(裏面参照)
- 土砂災害情報マップ
 県内の土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の閲覧、検索ができます。参考 URL : <http://www.sabomap.jp/kagoshima/>
- 耐震診断や耐震改修の情報
 (社)県建築士事務所協会(電話 099-223-6363)では、耐震診断や耐震改修の専門家を紹介しています。参考 URL : http://www5.synapse.ne.jp/kakenjikyoo/kal1n6/6_3.html
- 気象情報
 県では、地震、津波、降雨状況、注意報・警報について情報提供しています。参考 URL : <http://www.pref.kagoshima.jp/bosal/weather/index.html>
- 河川の水位等の情報
 県河川情報システム(参考 URL : http://www2.pref.kagoshima.jp/kasen_joho/index.html)や国土交通省「川の防災情報」(参考 URL : <http://www.river.go.jp/>)では、主な河川の水位、各地の雨量について情報提供しています。

気象のしおり（抜粋）

【大地震・津波に対する心得】

地震が発生したときや津波予報が発表されたときは、これらによる災害から身を守るためには、一人一人があわてずに適切な判断・行動をとることが最も重要です。地震や津波についての正しい知識を身につけておき、いざというときには落ち着いて行動できるように日頃から心構えをしておくことが大切です。

大地震のときの心得



- ①あわてて外へとびださず、テーブルや机の下に身をかくす
- ②大地震1分過ぎたらまず安心 ー落ち着いて火の始末ー
- ③人命救助には消火が第一
- ④テレビやラジオをつけて正しい地震の情報を
- ⑤海岸で大きな揺れ長い揺れを感じたら、高台や近くのビルに避難
- ⑥近づくな自動販売機やビルのそば
- ⑦さげよ狭い路地、塙の側
- ⑧気をつけよ山崩れと崖崩れ
- ⑨避難は徒歩で荷物は最小限に
- ⑩余震が起きててもあわてずに、正しい情報に従って行動を
- ⑪不意の地震は、日頃の用意が大切
 - ・ 非常時の避難方法、避難路は日頃より確認を
 - ・ 携帯ラジオ、懐中電灯、ローソク類の用意
 - ・ 飲み水、消火用水の用意
 - ・ 家具類の固定、発火危険物の始末

津波に対する心得



一般編

- ①海岸付近で揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、安全な高台や近くの頑丈なビルに避難する
- ②地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な高台や近くの頑丈なビルに避難する
- ③正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する
- ④津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない
- ⑤津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気を緩めない



船舶編

- ①地震を感じたときは、直ちに港外（水深の深い、広い海域）に退避する
- ②地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに港外（水深の深い、広い海域）に退避する
- ③正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する
- ④港外へ退避できない小型船で時間的余裕がある場合は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる
- ⑤津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気を緩めない

（出典：「気象のしおり」平成20年3月鹿児島地方気象台）